

合理的配慮を必要とする学生に係る欠席の取扱い

平成 28 年 11 月 21 日
学士課程運営委員会
最終改正 令和 3 年 9 月 13 日

「国立大学法人高知大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成 28 年 3 月 25 日付け学長裁定）」に基づき、障害ある者が障害のない者と平等に教育に参加できる機会を確保するため、合理的配慮（修学機会の確保方法の工夫）を必要とする学生に係る欠席の取扱いについて下記のとおり定める。

記

- 1 合理的配慮を必要とする学生が所属する学部等のインクルージョン支援委員会から、合理的配慮の提供として修学機会の確保の方法を工夫することが必要である旨の通知を受けた授業担当教員は、当該学生に係る欠席（別紙欠席理由届出書が提出されたものに限る。）について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。
 - （1）授業を欠席する（した）場合は、代替措置（レポート、補講等）を行い、出席扱いとする。
 - （2）試験を欠席する（した）場合は、追試験等を行う。
- 2 前項の場合において、通知を受けた授業担当教員が、前項各号の取扱いについて、教育の本質や評価基準を変えてしまうもの若しくは他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更あるいは調整を行うものとする場合、又は実施に伴う負担が過重と考える場合は、インクルージョン支援委員会に再審議を依頼することができる。